

<資料4>

平成22年度 事業・活動計画(案)



社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会

(社福)大阪手をつなぐ育成会 事業所一覧(平成 22 年 4 月 1 日現在)

法人本部 東成区玉津 2-11-28 06-6975-3370 FAX06-6975-3350
事務局

総務部・支援部

中央支援センター(相談支援事業)

ホームズ中央(共同生活介護・共同生活援助)

支援センター中(就労継続支援) 06-6975-3380 FAX06-6975-3350

社会政策研究所 天王寺区生玉前町 5 - 3 3 大阪府障害者社会参加促進センター内
06-6774-8611 FAX 同じ

支援センターあまみ(相談支援事業)松原市天美南 5 - 2 2 - 1 9 072-331-9200
就労支援事業 FAX072-338-3456
ホームズあまみ(共同生活介護・共同生活援助)

支援センターい～な(相談支援事業)箕面市稲 6 - 1 5 - 2 6 072-727-3458
箕面育成園(入所更生施設・短期入所) FAX072-727-6933
箕面育成園附属診療所 072-728-1012 FAX072-728-1012
ホームズい～な(共同生活介護・共同生活援助)
い～な・グーテン(生活介護)箕面市稲 6-14-15 072-726-1141 FAX072-726-1142

支援センターさくら(相談支援事業)大東市末広町 1 5 - 6 072-871-0030
就労支援部(就労移行支援・短期入所) FAX072-889-2365
スワンカフェ&ベーカリー大東店(就労継続支援)
北河内東障害者就業・生活支援センター
大東通勤寮(通勤寮・短期入所) 072-869-3322 FAX072-869-3323
ホームズさくら(共同生活介護・共同生活援助)

支援センターしらさぎ(相談支援事業)
就労支援部(就労移行支援・自立訓練)堺市東区白鷺町 2 - 9 - 3 2 072-285-5521
居宅介護事業(居宅介護・移動支援・重度訪問介護) FAX072-288-2026
ホームズしらさぎ(共同生活介護・共同生活援助)

目次

法人の事業・活動の概要	2 ページ
中 央	11 ページ
中央支援センター	
ホームズ中央	
支援センター中	
社会政策研究所	
あまみ	19 ページ
支援センターあまみ	
ホームズあまみ	
い～な	27 ページ
支援センターい～な	
支援センターい～な・ゲーテン	
ホームズい～な	
箕面育成園	
箕面育成園附属診療所	
さくら	43 ページ
支援センターさくら	
大東通勤寮	
ホームズさくら	
北河内東障害者就業・生活支援センター	
スワンカフェ&ベーカリー大東店	
しらさぎ	60 ページ
支援センターしらさぎ	
ホームズしらさぎ	

法人の事業・活動の概要

法人の経営理念

みんなが みんなと みんなへ 「手をつなぐ」

法人の事業・活動方針

平成 21 年 9 月に民主党を中心とする政権が誕生し、障害者自立支援法を廃止する方針が打ち出され、再度障害者施策の見直しに着手することが表明されました。具体的には、総理大臣を本部長とする障がい者制度改革推進本部が、21 年 12 月 15 日内閣府内に発足、この下で障害当事者や家族が委員の半数以上を占める障がい者制度改革推進会議が 22 年 1 月 12 日、初会合を開き、精力的な検討が重ねられています。多くの関係者はこの会議の動向を注目しているところです。この機会に、育成会の関係者が多く名を連ね、JDF(日本障害フォーラム)などの組織力を生かし、参画と創造の年にしていかなければなりません。

この内閣府の取り組みとは別に、先行して厚生労働省においては、平成 22 年 4 月から市町村民税非課税の利用者の利用料を無料にする予算措置がとられました。子ども手当の支給も開始され、少しずつですが国による所得保障政策の歩みが進みます。

一方、大阪府においては、財政難を理由に、平成 22 年度予算からグループホーム等の機能強化加算が廃止され、グループホーム・ケアホーム運営への影響が危惧されています。地域生活支援や地域移行の大きな掛け声で推進されてきた中核制度だけに、この加算廃止による影響は非常に大きな打撃となってしまうことが予想されます。ここ数年の幾度の制度改革の中で翻弄されつつ、経営の舵取りは難しかったこととあいまって、地域生活支援や地域移行という方向が揺るぎかねない状況です。さらに、財政難を理由に、障害者支援制度の多くの事業で 5 ～ 10 % 予算の一律カットがなされました。事業実施の現場からは、この予算カットによる支援の先細りが心配されています。平成 22 年夏に予定されている大阪府の新たな財政再建プログラムにおいて、財源の移譲や一層の確保策を合わせて検討し、必要な事業実施に支障をきたすことのないよう切望するしだいです。

障害者政策充実への機運は、今年大阪府内で開催される全国的なイベントにも期待されます。日本最大の規模を誇る日本身体障害者団体連合会の 5 月の全国大会、7 月のダウン症全国大会、そして、11 月のスペシャルオリンピックスなどです。大阪手をつなぐ育成会主催のイベントと同様にその盛り上げに一役かかっていきたいと考えます。

大阪手をつなぐ育成会では、平成 22 年度の事業実施において、いくつか特記すべき事項があります。障害者支援の新しい制度の検討が進められることと平行して、旧事業体系の箕面育成園と大東通勤寮の現行法体系事業への移行です。生活介護と施設入所支

援、宿泊型生活訓練などの事業を基本に進めていきます。また、大阪府の事業廃止に伴い、グループホーム等の支援と連携した居宅介護事業の連携や創出も必要です。とりわけ、グループホームやケアホームに関しては、生活支援、金銭管理、栄養支援の3側面から支援の質を高めるアテンダントチームを新たに組織し、集中して取り組んでいきます。大阪府の事業助成縮減に伴い会館運営が危惧される生玉事務所については、社会政策研究所の機能やヘルパー講座の運営、また障害者雇用による清掃請負業務などのあり方を検討します。

新たな取り組みとして、地球環境に配慮した事業活動実践に取り組めます。事業や活動の中でグリーン購入を導入するとともに、グループホーム等での環境やからだにやさしいエコクッキングの取り組み、また、エネルギーコストの低減、保有する車両の一部でエタノールを配合したE3燃料の使用を始めます。また、全日本手をつなぐ育成会が進める家族支援・障害認識などの新サービスの構築に協力・推進していきます。もともとこれらの新サービスは成年後見制度を普及することから取り組まれてきましたが、いわゆる知的障害に直接提供できている社会的サービスは非常に乏しく、改めて制度構築への参画の中で作り出していく必要性を抱えています。9月の大阪大会(第51回大阪知的障害者福祉大会)では、豊かな余暇支援のあり方をテーマに取り上げます。また、今年度担当の近畿リーダー養成研修では、新しい知的障害者のコミュニケーション支援などを取り上げ、参画と創造の1年としたいところです。

さて、当法人の具体的な事業は、平成19年3月に改訂した大阪手をつなぐ育成会将来構想「ふるむわん計画1.2」に基づいて実施します。この中の5つの事業部門(生活支援、就労支援、人材支援、地域支援、法人・団体支援)に沿って、重点事業を示します。

生活支援部門では、事務局内にアテンダントチームを組織し、グループホーム・ケアホームの生活面、金銭管理面、栄養面を多面的に検証、支援の質の向上につなげていきます。また、箕面育成園と大東通勤寮の現行法体系事業への移行と、支援センターい〜なでの生活介護事業等の再編を進めていきます。

就労支援部門では、エル・チャレンジ方式の就労訓練や就職後のジョブコーチ支援、さらには再訓練としての短期職業訓練などを有機的に連携させ、総合的な就労支援を着実に実施します。また、順次2年の期限を迎える利用者に対し、就労移行支援の着実な実施をこころがけます。さらに、支援センター中・郷の有効活用を具体的に進めます。

人材支援部門では、これまでの各種講演会や研修会を引き続き開催するほか、地域での活動や事業の明日を支える人材の養成に種々取り組みます。加えて、平成21年度作成した職員向けのキャリアパス(人材育成のための研修計画)を施行し、人的環境の向上を図ります。さらに、来年7月にテレビ放送が完全地上デジタル放送に切り替わることで、その利用方法について知的障害者を支援する人材の育成にも取り組みます。

地域支援部門では、大阪府自立支援協議会や不服審査会、また、市町村の地域自立支援協議会や市町村審査会への委員派遣を引き続き行うほか、各審議会や検討会などにも要請に基づき、職員を派遣し参画を実現します。新たに旅行会社とのタイアップにより知的障害者も安心して参加できる旅行を開発したりするほか、文化・スポーツ・余暇活動を通じた障害理解の促進に取り組み、あわせて、広報活動の強化として、ホームページの定期更新と「太陽の子」の紙面を一新します。また、月例の支部代表者連絡会を季節の良い時期に年1回「お出かけ支部連」と称し、支部の協力のもと地域の社会資源見学と合わせて開催するなどで会員の裾野を広げます。

法人団体支援部門では、社会政策研究所の事業などの場を通じて、早くて正確な質の高い情報提供などに努めていきます。また、ODF（大阪障害フォーラム）などの組織を活用し、他の障害者団体等へのネットワークを拡大します。さらに、平成21年度作成した職員向けコンプライアンス(法令遵守)チェックシートの普及を図ります。

なお、本年8月7日で第24期役員の任期満了となります。期日までに第25期の役員(理事・監事・評議員)と苦情解決第三者委員の選出を行います。

法人の行動指針

ノーマライゼーションの浸透

障害があってもなくてもあたり前に暮らすこと。知的な障害のある人やその家族にとってあたり前に暮らすとは、その当事者と同世代同性の多くの人々の暮らしをそのまま実現することです。家庭や地域、学校、職場などで適切に参加するための支援を具体化することです。

エンパワメントの確立

知的な障害のある人やその家族の思いを大切に、その人らしさや機能の可能性を最大限に引き出すこと。残念ながら現状の社会は知的な障害を否定的に捉え、抑圧を加えたり体験の機会を奪ったりしてしまいます。このことがらに気づき、その人らしさや持ち合わせている力を発揮できる条件を整えることです。

アドボカシーの推進

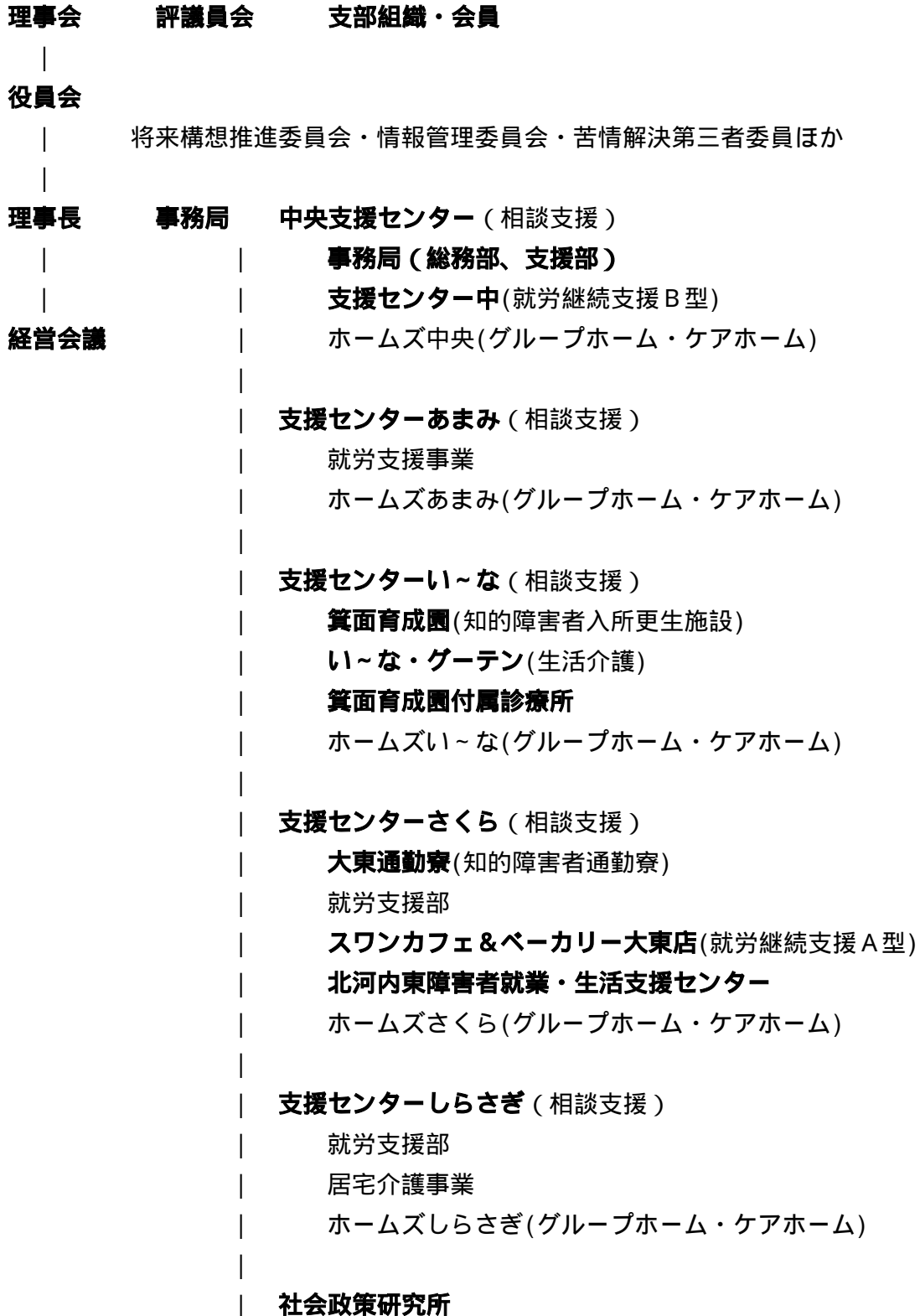
周囲の不当な侵害からその人の権利を擁護すること。組織や社会が有しているストレスや軋轢は、弱い立場の人に向かいそのはげ口となりやすい構造になっています。地域にしっかりとしたセーフティネット(安心網)を張り巡らし権利擁護を進めていくことが必要です。

マネジメントの活用

ニーズと資源を適切に把握した経営・管理をすること。限られた財源や資源の中で、それらを有効に活用することが組織にも、制度にも、また社会や地球環境にも求められています。安定的な持続可能な仕組みを維持するために視野を広くして事業運営することです。

組 織

<組織図>



6ブロック（北大阪、東部大阪、南河内、堺市、泉州、大阪市）に計60支部を組織しています。支部会員 2,433名 個人会員 63名 賛助会員 117名 団体賛助会員 9団体（平成22年2月末現在）

組織および財政の強化

組織の普及および強化活動

会員の意識高揚と意思の疎通を図りながら、連帯を深めつつ組織を通じて効果的な活動を進める。

賛助会員を積極的に募り、会活動の支援と活性化を図る。

財源の確保

会費による財政基盤の確保を図る。

本会事業・活動の啓発活動を推進して、寄付金、助成金の確保に努める。

新入会員の拡大

#印は共同募金配分金の一部助成対象事業です。

活動

理事会（定数12名） 5月、7月、8月、3月に予定

評議員会（定数25名） 5月、7月、8月、3月に予定

役員会 毎月開催

将来構想推進委員会

大阪手をつなぐ育成会将来構想「ふるむわん計画1.2」の進行管理 2月

経営会議 毎月開催

情報管理委員会 6月ほか開催

苦情解決システム

法人全体の苦情解決システムの一環として、各事業所ごとに苦情受付担当者・苦情解決責任者を配置するとともに、引き続き2名の第三者委員を委嘱する。

職員研修体制

法人全体で人権研修を含む年間5回（採用異動時、4月、8月、1月、3月を予定）の職員研修を実施するほか、各事業所にて研修を実施する。

支部・部会活動

支部代表者連絡会（毎月開催：第3火曜日）#

支部連プラス（毎月開催：第3火曜日）

支部における研修会等の開催（随時）#

幼児・学齢期部会（毎月）#

日中活動部会（毎月第1火曜日）#
就労部会（毎月第2火曜日）#
地域生活部会（毎月第2火曜日）#
高齢化対応部会（毎月第4火曜日）#
事業所経営部会（毎月第4火曜日）#

本人の会（大阪ともだちの会）活動

大阪大会本人大会の取り組み
近畿みんなで集まる会への参加・近畿大会への参画
全国大会への参加
新成人を祝う集いの企画#
青空新聞の編集・企画と発行（隔月発行）#
レクリエーション活動
交流会（勉強会、運動会）

事業 *印は新規事業

生活支援部門

知的障害者入所更生施設「箕面育成園」定員男女50名
「箕面育成園」現事業体系への移行の検討
生活介護（い～な・グーテン） 定員男女24名
生活介護（い～な・グーテン）の就労支援も視野に入れた事業再編*
箕面育成園附属診療所（内科、整形外科、放射線科、皮膚科、精神科）
共同生活介護（ケアホーム）（中央、あまみ、い～な、さくら、しらさぎ）
共同生活援助（グループホーム）（中央、あまみ、い～な、さくら、しらさぎ）
ケアホーム・グループホームの支援の質の向上
グループホーム等アテンダントチームを編成しての支援の質の向上への集中取
り組み*
障がい者グループホーム緊急対策事業（大阪府補助事業）
障害者ケアホーム等運営安定化事業（大阪市補助事業ほか）
障がい者地域生活定着支援事業（松原市委託事業）（あまみ）
自立生活訓練事業（堺市委託事業）（しらさぎ）
居宅介護（しらさぎ）
移動支援（しらさぎ）
短期入所（い～な、さくら）
地域生活支援事業・日中一時支援（い～な、さくら）
相談支援（中央、あまみ、い～な、さくら、しらさぎ）

サービス利用計画案作成事業(中央)(大阪市委託事業)
サービス利用計画作成事業(中央、しらさぎ)(大阪市・堺市ほか委託事業)
地域生活支援事業・社会活動総合推進事業(大阪府委託事業)
地域生活支援事業・障がい児等療育支援事業(大阪府事業)
障害児(者)ケアマネジメント(外来、訪問)・ポニーの学校・ピアカウンセラー
派遣など
情緒障害児等療育事業(ポニーの学校)(堺市委託事業)

就労支援部門

知的障害者通勤寮「大東通勤寮」定員男女 20 名
知的障害者通勤寮「大東通勤寮」のスプリンクラーの整備*
「大東通勤寮」現事業体系への移行の検討
就労移行支援事業(さくら)定員男女 50 名
就労移行支援事業(しらさぎ)定員男女 36 名
自立訓練(生活訓練)事業(しらさぎ)定員男女 24 名
就労継続支援 A 型(さくら・スワンカフェ&ベーカリー大東店)定員男女 10 名
就労継続支援 B 型(中)定員男女 40 名
知的障害者雇用清掃事業(大阪府 IT 庁-シヨウ、障害者社会参加促進センターなど)
エル・チャレンジに係る清掃事業(大阪府・大阪市委託事業)
外部機関等の職場適応援助者による支援事業(ジョブコーチ)
(大阪障害者職業センター助成金事業)
障害者就業・生活支援センター事業(さくら)(国・大阪府委託事業)
障害者委託訓練事業(さくら、しらさぎ、中央)(大阪府委託事業)
就労支援コーディネーター活動推進事業(さくら)(大東市委託事業)
障害者有償インターンシップ事業(さくら)(大東市委託事業)*

人材支援部門

家族教室等開催事業(大阪府委託事業)
動作法講座、各種講演会・研修会などの開催
ファシリテーター養成講座
ピア・カウンセリング講座#
エンパワメント講座
ホームヘルパー 2 級養成講座(大阪府補助事業)
キャリア形成事業所支援事業(大阪府補助事業)*
ふるむわん研究会
社内誌「つなぐちゃんベクトル」の毎月発行

支援専門職向けの政策ゼミナールの開催
大阪知的障がい者スポーツ協会等の事務局
地上デジタル放送の利用支援人材の育成 *

地域支援部門

情報紙「太陽の子」の毎月発行 6,700部 印刷#
本人情報紙「青空新聞」の隔月発行 1,300部 印刷#
ホームページの運営
ボランティアの募集
知的障害に配慮した書籍や冊子の発行・あっせん・販売
指導誌「手をつなぐ」等の購読販売
社会政策研究所の運営
生活支援機器等の展示・あっせん
市町村審査会等への人材派遣
自立支援協議会等への人材派遣
P&A 大阪への参画
本人交流の場としてサロンの開設・実施（毎月2回）#
スポーツや文化事業への招待
企業等の社会貢献活動のコーディネート
旅行会社とのタイアップによる知的障害者向け観光の開発 *

法人・団体支援部門

障害者自立支援法円滑施行特別対策事業(大阪府補助事業ほか)
支部が運営する地域福祉作業所及びグループホームに関する貸付事業
(基金資金事業)
港福祉基金貸付事業(基金資金事業)
講座や研修会への各種講師派遣
審議会や検討会などへの委員派遣
(大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会、第三者評価決定委員会、
大阪府障害者施策推進協議会、全日本手をつなぐ育成会など)
政策フォーラム
政策の企画提言

主な行事

- 第 59 回全日本手をつなぐ育成会全国大会
於：郡山市 10月30日(土)～31日(日)
- 第 49 回近畿知的障害者福祉大会 於：大阪市 9月5日(日)
- 第 51 回大阪知的障害者福祉大会 於：池田市 9月19日(日) #
- 第 10 回全国障害者スポーツ大会 於：千葉県 10月23日(土)～25日(月)
- スポーツフェスタ 2010 大阪
於：大阪市 長居第二競技場他 10月16日(土)～17日(日)
- 第 3 回政策研究所研究発表会 於：大阪市内 1月10日(祝)
- 平成 23 年新年懇親会 於：大阪市内 1月11日(火)
- 平成 23 年新成人を祝う集い 於：大阪市内 1月16日(日)
- 全国育成会事務局長会議 於：東京 7月2日(金)
- 第 12 回地域活動・就労支援事業所全国大会
於：北九州市 2月4日(金)～5日(土)
- 第 13 回地域生活支援セミナー 於：場所・日時 未定
- 第 28 回大都市問題協議会 於：千葉市・日時 7月12日(月)～13日(火)
- 第 14 回就労支援セミナー 於：場所・日時 未定
- 第 12 回権利擁護セミナー 於：場所・日時 未定
- 第 4 回リーダーシップセミナー 於：場所・日時 未定
- 第 12 回近畿連リーダー養成研修会 於：大東市 6月29日(火)
- 全国知的障害関係施設長会議 於：東京 7月5日(月)～6日(火)
- 全国知的障害関係施設職員研究大会
於：和歌山県 9月29日(水)～10月1日(金)
- 発達障害学会 於：東海大学 9月4日(土)～5日(日)
- 成年後見法世界会議 於：横浜 10月2日(土)～4日(月)

中 央

中央支援センター(相談支援)

【事業目的】

大阪府指定の相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

【運営方針】

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28石川ビル2階
電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350
ポニーの学校については、大阪府子ども家庭センターおよび堺市子ども相談所において実施

【職員配置】 管理者 1名 相談支援専門員 2名 事務職員 1名
セラピスト(ポニーの学校担当) 23名

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで
ただし、国民の祝日および12月27日～1月4日を除く。
サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。
ポニーの学校については、大阪府および堺市との協議により実施する。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談
- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
- (3) サービス利用計画の原案の作成
- (4) サービス担当者会議の開催
- (5) サービス利用計画の作成
- (6) モニタリング（サービス利用計画の実施状況の把握）の実施 等

ホームズ中央(共同生活援助・共同生活介護)

共同生活介護・共同生活援助事業「ホームズ中央」を八尾市(ひだまり定員5名)と大阪市平野区(かみきたホーム定員6名)及び大阪市生野区(しょうじホーム定員7名)で継続して実施する。

【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助及び共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】

名 称	所在地	入居定員
ひだまり	八尾市	5名
かみきたホーム	大阪市平野区	6名
しょうじホーム	大阪市生野区	7名

【職員配置】 管理者1名 サービス管理責任者1名 世話人5名 生活支援員7名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

ひだまり	(1) 家賃	月額	20,800円	
	(2) 光熱水費	月額	10,200円	
	(3) 食材料費(朝食・夕食)日用品費	月額	20,000円	
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1食	300円	
	(5) 備品管理費	月額	2,000円	
かみきたホーム	(1) 家賃	301号 和室	月額 26,000円	
		6畳洋室	月額 25,000円	
		4.5畳洋室	月額 24,000円	
		304号和室	月額 26,000円	
		4.5畳洋室	月額 23,000円	
		6畳洋室	月額 26,000円	
	(2) 光熱水費	月額	8,000円	
	(3) 食材料費	月額	20,000円	
		お弁当(昼食)食材料費	1食	300円
	(4) 日用品費	月額	1,000円	
(5) 備品管理費	月額	2,000円		
しょうじホーム	(1) 家賃	和室6畳	月額 23,000円	
		和室8畳	月額 25,000円	
		洋室6畳	月額 22,000円	
		洋室5畳	月額 20,000円	
	(2) 光熱水費	月額	8,000円	
	(3) 食材料費	月額	20,000円	

	お弁当(昼食)食材料費	1食	300円
	(4)日用品費	月額	1,000円
	(5)備品管理費	月額	2,000円

【入居に当たっての留意事項】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

支援センター中

【今年度の事業の基本】

「平成22年度 支援センター中 育てたい支援の樹」の実施

《利用者の状況》平成22年1月現在

計40名(男性23名、女性17名)

年齢構成 平均41歳 最高65歳 最低22歳

20代7人 30代11人 40代14人 50代4人 60代4人

健康状態 糖尿病5人 高血圧9人 脂肪肝等7人 肥満15人(重複有)

26名が生活習慣にかかわる要支援対象者

生活形態 単身者等3人(平均50歳) GH等7人(平均50歳)

二人家族等13人(平均40歳)

他17人(平均37歳 内40歳以上6人)

約半数が地域生活にかかわる要支援対象者

1 支援の根 人権の尊重

- ・ 私たち職員に自らの人生における自己実現を目指す希望と権利があるように、同じ人間として利用者の希望と権利を尊重する。

2 支援の幹 信頼関係づくり

- ・ 相手のメッセージを心で受けとり、自分のメッセージも相手の心に届けられ

る関係を目指す。

- ・ 職員間でも常にコミュニケーションをとり、互いの実践に学び共感しながら、また互いの得手不得手を活かし補い支えあって、チームとして支援できる関係を目指す。

3 支援の枝 環境の整備

- ・ 地域の支援を受けながら、健康で意欲の持てる生活環境を提供していく。

(2 2 年度の 3 本柱)

頑張りと楽しみと学びのある日中活動の充実

心身の健康促進

地域の支援を活用した生活の自立化

4 支援の実 利用者の自己実現

- ・ 環境の整備はあくまでも手段であり、常に個別支援による利用者一人ひとりの希望の実現が目標である。

【今年度特に取り組む事業活動】

1 各業務の目標

A 個別支援

B 日中活動

就 労 工賃倍増計画、作業種目の充実

日 課 自主的日課支援 利用者手順書づくり

余 暇 月例余暇活動、旅行、休日行事、ウォーキング、スポーツ行事

学 習 コミュニケーション促進、学習会テーマの多様化、社会見学、活動発表

C 健康促進 健康診断、散歩・体操、勉強会、健康管理

D 生活自立 宿泊体験、グループホーム見学・体験、居宅サービス等勉強会

E 施設設備 支援センター中・郷の生活介護又は就労継続支援 B 型としての再開

F 職員組織 手順書見直し、職員研修・勉強会

2 年間行事等予定

花見 / 避難訓練 (年 2 回) / 健康診断 / 大阪大会

バスツアー / ふれあい広場 (地域行事) / ボウリング大会 / ごくろうさん会

【事業目的】

大阪府指定の就労継続支援 B 型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思

及び人格を尊重して、利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援B型を提供する。

【運営方針】

1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2 - 1 1 - 2 8

【利用者定員】 4 0 名

【職員配置】

管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名

職業指導員 8 名（送迎及び運搬業務担当者含む） 生活支援員 4 名

【営業日及び営業時間等】

（1）営業日 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時45分までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日までを除く。

（2）サービス提供日 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日までを除く。

【指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者】

知的障害者（18歳未満の者を除く）

【指定就労継続支援B型の内容】

- （1）個別支援計画の作成
- （2）食事の提供
- （3）身体等の介護

- (4) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
 - (5) 就労の機会の提供及び生産活動(委託加工、自主製品作成)
 - (6) 実習先企業等の紹介
 - (7) 求職活動支援
 - (8) 職場定着支援
 - (9) 生活相談
 - (10) 健康管理
 - (11) 訪問支援
 - (12) 送迎サービス
 - (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (12) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、以下の費用を利用者の負担とする。

昼食 1食につき360円

日用品費の実費

送迎サービスの提供に係る費用 月額13,000円ないし日額800円
(片道400円)

その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

【工賃の支払等】

1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

利用者は、サービスの利用に当たっては、利用契約解除の要件となるので、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、督促に応じないこと。
- (2) 入院3ヶ月に至っても復帰目途のない長期欠席となること。
- (3) 他者の生命、身体、財産、信用を傷つけること。

【通常の事業の実施地域】

大阪市、八尾市の全域とする。

【保護者会との協力】

事業所は「支援センター中保護者会」と協調し、事業の円滑な実施に努める。また保護者会活動ならびに大阪手をつなぐ育成会の支部活動に協力する。

社会政策研究所

知的障害を主軸に社会政策全般についての調査研究等を行い、その知見を広く社会に提供することで、だれもが住みよい社会づくりの一助に帰することを目的として、また、これとあわせて、当法人の社会的貢献の象徴として社会政策研究所を運営します。

具体的には、次の5つの機能を順次整備していくこととしています。

相談機能（コンサルテーション consultation）

相談室を設け、社会福祉士や相談支援専門員等を登録し、各種相談に対応する。

交流機能（コミュニケーション communication）

会員や関係者の自由な意見表明、情報交換の場として以下のプログラムを提供する。

政策フォーラム、政策ゼミナール、大阪相談支援ネットワーク会議、研究発表会等

協働機能（コラボレーション collaboration）

大阪育成会の会員や各組織、活動、事業などのフィールドを介して、様々な研究会や研究者と共同し、支援策や支援プログラム等を開発・提供する。

ケアマネジメント研究、性教育研究、社会関係障害研究、権利擁護研究など

調整機能（コーディネーション coordination）

支部をはじめ各地で開催される研修会や学習会・講座等に、講師を紹介する

提言機能（プロポーザル proposal）

行政機関等に対し各種施策提言や政策提案などを行う

なお、研究所運営にあつたては、客員研究員制度を効率的に活用することとします。

所在地 大阪市天王寺区生玉前町5 - 3 3 大阪府障害者社会参加促進センター2階

職員 所長 1名 客員研究員 9名（平成22年4月1日現在）

事業 平成22年度の事業は以下のとおりです。

(社福)大阪手をつなぐ育成会の社内誌「つなぐちゃんベクトル」の編集発行
毎月および随時

支部代表者連絡会や支部連プラスへの情報提供 毎月

政策ゼミナール 毎月

政策フォーラム 随時

研究所研究発表会 1月

ふるむわん研究発表会 3月 ほか

あまみ

支援センターあまみ

< 事業の目的 >

松原市内在住及びその近隣市の総合相談窓口として障害者自立支援法に基づき障害者（知的障害者・児、精神障害者、身体障害者・児）に対する就労相談・支援及び生活相談・支援を実施する。また、相談や支援を円滑に実施するために関係機関とのネットワークを構築するように努める。

法人の就労支援の拠点として就労に関する情報発信すると共に、法人全体の質の向上に努める。

私たちは、本人、家族、関係者が集う育成会が行う事業であることを自覚し、利用者の権利擁護の視点から活動を進めていく。

支援センターあまみの事業内容

就労支援	障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(エル・チャレンジ)に係る清掃事業
生活支援	共同生活介護・共同生活援助(グループホーム・ケアホーム)の運営 松原市障がい者地域定着支援事業
相談支援	障がい児等療育支援事業

< 支援方針 >

「生かされる」ではなく「自ら生きる」事の実現および豊かな生活の実現を目指す。与えられる生活ではなく、自分自身で選択、決定し、エンパワメントへの支援を実践する。

多様な相談に対応する。

就労・生活に関する多様なニーズに対応できるよう、地域の関係機関と連携を密にし、地域住民及び関係機関との信頼関係を構築できるよう努める。

就労支援を実践する。

施設外授産やグループ就労などを視野に入れ、就労移行支援事業など新しい事業設立について情報収集と設立準備に努める。

また、法人全体の就労意識の向上につながるような取り組みを実践する。

【就労支援】

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（エル・チャレンジ）の事業

日常清掃訓練においては、訓練生の就職に向けて意欲・技能の向上を目指す。そのために定期的に現場を訪問し、訓練生及びサポーターに対しての支援を実施する。

短期清掃訓練においては、可能な限り訓練現場周辺地域の各支部に参加していただくとともに、就労意欲への足がかりとなるよう努める。

< 日常清掃現場 >

大阪府立特許情報センター
大阪府医療・リハビリテーションセンター
大阪府立健康科学センター
大阪府教育センター
大阪府立子ども自立総合支援センター
交野消防署
大阪府立東大阪高等職業技術専門学校
大阪府立守口高等職業訓練校
大阪府立職業能力開発校
大阪府立夕陽丘高等技術専門学校

< 短期清掃 >

学校内トイレ、窓ガラス、床ワックス清掃。及び、府営住宅跡地における除草作業。

就労支援の実践

地域の障害者に対し、関係機関と連携した就労相談・支援を実施する。また、法人全体としての就労意欲の向上が図れるように、就労支援担当者会議を通して情報発信し、研修会等を実施する。

就労を希望する障害者に訓練の場が提供できるよう、企業内でのグループ就労等の設立に向けた準備に努める。

【生活支援】

グループホームバックアップ

12 箇所のグループホーム利用者に対して、自分自身で選択、決定し、豊かな生活を実現する為の支援を実施すると共に、世話人定例会（1回/月 午前の部・午後の部）と研修及び世話人との個別のヒアリング（1回/年）を実施する。

ホームズあまみ(共同生活援助・共同生活介護)

事業目的

大阪府指定の共同生活援助及び共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

運営方針

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

所在地

名称	所在地	入所定員
ホームズあまみ	堺市北区新金岡町	4名
東住吉ホーム	大阪市東住吉区矢田	2名
松原第1ホーム	松原市高見の里	4名
松原第2ホーム	松原市天美西	6名
松原第3ホーム	松原市田井城	4名
松原第4ホーム	松原市東新町	4名
松原第5ホーム	松原市天美南	4名
松原第6ホーム	松原市三宅西	4名
松原第7ホーム	松原市三宅中	4名
松原第8ホーム	松原市高見の里	4名
松原第9ホーム	松原市一津屋	6名

碓井ホーム	松原市一津屋	6名
-------	--------	----

職員配置 管理者1名(兼務)サービス管理責任者2名(内1名兼務)
世話人12名 生活支援員8名

対象者 知的障害者、精神障害者

サービスの提供方法及び内容

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

利用者から受領する費用の額等

府営住宅家賃は変動あり 次年度初旬に生活費・光熱費とともに精算いたします。

ホームズあまみ ホームズあまみ(2)	(1) 家賃 (2) 食材量費(朝食・夕食)・消耗品費 (3) 光熱水費 (4) 管理費	月額 15,620円 月額 22,000円 月額 10,000円 月額 2,000円(4月~予定)
東住吉ホーム(1)	(1) 家賃 居室A・B (2) 食材量費(朝食・夕食)・消耗品費 (3) 光熱水費 (4) 管理費	月額 37,500円 月額 22,000円 月額 10,000円 月額 2,000円(4月~予定)
松原第1ホーム(1) 松原第1ホーム(2)	(1) 家賃 居室A 居室B・C 居室D (2) 食材料費(朝食・夕食)・消耗費 (3) 光熱水費 (4) 管理費	月額 20,500円 月額 41,000円 月額 43,000円 月額 22,000円 月額 5,000円 月額 2,000円(4月~予定)
松原第2ホーム(1) 松原第2ホーム(2)	(1) 家賃 居室A 居室B 居室C	月額 9,930円 月額 6,850円 月額 9,190円

	居室 D	月額 6,800 円
	居室 E	月額 9,260 円
	居室 F	月額 9,850 円
	(2) 食材料費 (朝食・夕食)・消耗費	月額 22,000 円
	(3) 光熱水費	月額 10,000 円
	(4) 管理費	月額 2,000 円 (4月～予定)
松原第 3 ホーム (1) 松原第 3 ホーム (2)	(1) 家賃 居室 A	月額 51,000 円
	居室 B	月額 64,000 円
	居室 C	月額 57,000 円
	居室 D	月額 48,000 円
	(2) 食材料費 (朝食・夕食)・消耗費	月額 22,000 円
	(3) 光熱水費	月額 2,500 円
	(4) 管理費	月額 2,000 円 (4月～予定)
松原第 4 ホーム	(1) 家賃 居室 A	月額 19,000 円
	居室 B・C	月額 23,000 円
	居室 D	月額 20,000 円
	(2) 食材料費 (朝食・夕食)・消耗費	月額 22,000 円
	(3) 光熱水費	月額 10,000 円
	(4) 管理費	月額 2,000 円 (4月～予定)
松原第 5 ホーム (1) 松原第 5 ホーム (2)	(1) 家賃 居室 A・B	月額 30,000 円
	居室 C・D	月額 22,500 円
	(2) 食材料費 (朝食・夕食)・消耗費	月額 22,000 円
	(3) 光熱水費	月額 8,000 円
	(4) 管理費	月額 2,000 円 (4月～予定)
松原第 6 ホーム (1) 松原第 6 ホーム (2)	(1) 家賃 居室 A	月額 43,600 円
	居室 B	月額 28,600 円
	居室 C	月額 47,600 円
	居室 D	月額 36,600 円
	(2) 食材料費 (朝食・夕食)・消耗費	月額 22,000 円
	(3) 光熱水費	月額 10,000 円
	(4) 管理費	月額 2,000 円 (4月～予定)
松原第 7 ホーム (1) 松原第 7 ホーム (2)	(1) 家賃	月額 44,000 円
	(2) 食材料費 (朝食・夕食)・消耗費	月額 22,000 円
	(3) 光熱水費・居室 A	月額 6,000 円
	居室 B・C・D	月額 7,000 円
	(4) 管理費	月額 2,000 円 (4月～予定)

松原第 8 ホーム (1) 松原第 8 ホーム (2)	(1) 家賃 居室 A 月額 10,000 円 居室 B・C・D 月額 42,000 円 (2) 食材料費 (朝食・夕食)・消耗費 月額 22,000 円 (3) 光熱水費 月額 2,500 円 (4) 管理費 月額 2,000 円 (4 月 ~ 予定)
松原第 9 ホーム (1) 松原第 9 ホーム (2) 松原第 9 ホーム (3)	(1) 家賃 居室 A・C 月額 8,970 円 居室 B・D 月額 6,850 円 居室 E 月額 8,930 円 居室 F 月額 6,790 円 * 家賃については、利用者人数により変動あり。 (2) 食材料費 (朝食・夕食)・消耗費 月額 22,000 円 (3) 光熱水費 月額 10,000 円 (4) 管理費 月額 2,000 円 (4 月 ~ 予定)
碓井ホーム (1) 碓井ホーム (2) 碓井ホーム (3)	(1) 家賃 居室 A・C 月額 8,970 円 居室 B・D 月額 6,850 円 居室 E 月額 8,930 円 居室 F 月額 6,790 円 * 家賃については、利用人数により変動あり。 (2) 食材料費 (朝食・夕食)・消耗費 月額 22,000 円 (3) 光熱水費 月額 10,000 円 (4) 管理費 月額 2,000 円

入居に当たっての留意事項

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

松原市障がい者地域定着支援事業

松原市在住の障がい者の地域生活全般におけるさまざまな諸課題を整理し(触法・加害・被害・権利擁護等)、地域関係機関への情報発信を行う。とりわけ、松原市行政・自立支援協議会、障がい者関係機関と連携のもと、生活全般における障がい者の地域生活定着支援をおこなう。利用者、家族の多様なニーズに柔軟に対応することによって、地域生活体験を幅広く提供する。

夕食提供サービス

地域単身生活者等を対象に「夕食提供サービス」を実施し、楽しく安らげる場となるような環境と雰囲気を作り、地域生活の孤立感や不安の解消に努め事業提供をスムーズに行えるようにする。

【相談支援】

支援センターあまみ（相談支援）

事業目的

大阪府指定の相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の家族（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

運営方針

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

所在地 大阪府松原市天美南5丁目22-19

電話 072-331-9200 FAX 072-338-3456

職員配置 管理者 1名(兼務) 相談支援専門員 1名

営業日及び時間等

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前8時から午後9時まで

ただし、土、日曜日、祝祭日は午後1時から午後9時まで

サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。

対象者 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者

サービスの提供方法及び内容

- (1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談
- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
- (3) サービス利用計画の原案の作成
- (4) サービス担当者会議の開催
- (5) サービス利用計画の作成
- (6) モニタリング（サービス利用計画の実施状況の把握）の実施 等

サロンの提供

第1週、日曜日午後、センターを利用するホーム、地域利用者の要望を踏まえ、手芸等の活動を行う。今後、松原市を中心に地域の知的障害者の集いの場として、心安らぐ場を提供するように努める。

ドリーム会の支援

育成会支部代表者連絡会、役員会・家族会、研修会、育成会各種大会参加及び定期的な会合の支援、世話人との意見交換会の実施に協力する。

月1回の会報・支部代表者連絡会の報告を会員に送付する。

地域との交流・啓発

「ふれあい交流会」「ボランティア連絡会」などを通して支援センターあまみの活動などを周知していただく。その他、「南河内在宅支援ネットワーク会議」「松原支援センター連絡会」「グループホーム・ケアホーム連絡会」「松原自立支援協議会」などに参加し関係機関との連携を密にしていく。「松原友の会」への参加・協力をしていく。

当事者活動

当事者主体の視点を重視し、余暇の充実やエンパワメントにおける支援をする。

支援センターい～な

はじめに

- 私たちは利用者の立場に立ち利用者の尊厳を守るという支援の基本を肝に銘じ絶えず初心に立ち返ることとする。
- 利用者や家族は、今なお差別や偏見を感じながら生活していることに深く思いをいたし、常に利用者や家族から学ぶという姿勢を持ち続ける。また、家族や家族会との連携を密にして、情報公開に努める。
- 私たちは、本人、家族、関係者が集う育成会が行う事業であることを自覚し、運動の原点とも言える権利擁護に対する理解と認識を深く持ち、サービスの提供に努める。
- 支援にあたっては、夜間支援と日中支援の両面にわたりきめ細かな支援を提供するよう努める。
- こうしたことを常に念頭におき、利用者が自立し、ゆとりと潤いのある安全な生活が出来るよう支援する。
- また、平成 20 年 11 月に起こした支援中の死亡事故を教訓とし、常に研究と研修に努め、再びこのような不幸な事故を起こさないよう不断の努力を重ねる。

支援センターい～なの事業内容

(表 1)

知的障害者入所更生施設 (365 日生活を支援します)
短期入所事業 (一時的に生活を支援します)
日中一時支援事業 (日帰りの生活を支援します)
相談支援事業 (地域で生活するために必要な相談に応じます)
共同生活介護事業 (ケアホームを運営します)
共同生活援助事業 (グループホームを運営します)
生活介護事業 (自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します)

知的障害者入所更生施設 (箕面育成園)

1 事業の目的

指定知的障害者更生施設として適正な運営を確保するとともに、事業の円滑な運営を

図り、利用者及び利用者の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切なサービス提供を目的とする。

2 運営の方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行うとともに、利用者が自立し、ゆとりと潤いのある日常生活を送るための支援を行う。
- (2) できる限り居宅に近い環境の中で地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。市町村、知的障害者福祉法第4条第6項に規定する知的障害者居宅生活支援事業者、他の知的障害者更生援護施設、その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との連携に努める。
- (3) 希望する利用者に対して、自活訓練などを実施し、地域生活を促進するために必要な支援を行う。
- (4) 知的障害者福祉法等関係法令を遵守して事業を実施する。
- (5) 障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、現箕面育成園利用者の地域移行を進める。

3 施設の所在地

所在地 大阪府箕面市稲6丁目15番26号

電話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

4 職員数

管理者 1名 生活支援員 22名 作業員支援員 1名 看護師 1名 管理栄養士 1名 医師 1名(非常勤) 事務職員 1名 調理員 3名 給食補助員 7名

5 入所定員及び対象者

入所定員 50名

対象者 知的障害者(18歳以上)

6 施設の営業日等

営業日 年中無休

サービス提供日 年中無休

7 施設のサービス内容

- (1) 利用者に朝、昼、夕の給食を提供し、各利用者の状況に応じて摂食の援助を行う。
- (2) 利用者の状況に応じて、排せつの援助を行う。
- (3) 利用者の状況に応じて、入浴または清拭の援助を行う。

- (4) 利用者の健康管理に努め医療が必要な場合は医療機関への受診の援助を行う。
- (5) 利用者の身体の状態及び興味・関心に合わせ日中活動や余暇活動の援助を行う。
- (6) 利用者の状況に応じて金銭管理の援助を行う。

8 活動の内容

利用者50名の年齢をベースに、体力・移動面等を考慮してそれぞれの利用者に適した活動内容を提供する。

(1) 生活習慣を身につけるための支援

基本的な生活習慣の維持や身の周りのことは、できるだけ利用者自身でできるように支援を行う。援助が必要な利用者には、その意向に沿った支援を心がける。また、適度な運動量の確保や気分転換のため近隣への外出支援などを行う。

(2) リラクゼーション活動

動作法 = 日常動作の改善及び姿勢の歪み、身体の凝りや痛みの軽減を通じて、心と身体のリラックスとコミュニケーション力の活性化を図る。また、動作法のスーパーバイザーの助言等を得て、支援員の動作法による利用者支援技術の向上を図る。

音楽療法 = 音楽を通じて心にアプローチし、情緒の安定と心身及び自己表現力の活性化を図る。利用者の心身の状況に応じ個人・グループのセッションを行う。

3B体操 = 一週間に一回、ボウル・ベル・ベルダーの道具を利用し音楽に合わせて楽しく活動することにより適度な運動量を確保し、また心身のリラックスを図る。

フィジカル = 楽しみながら身体を動かし、心身の活性化を図る。

(3) 余暇活動

手芸、散歩、卓球、お茶、お華など地域のボランティアの方々の協力を得て、利用者が余暇の時間を楽しめる場の設定をする。

(4) 作業活動

生きがい作りの一つとしてさをり織りと陶芸の時間を設定する。

(5) レクリエーション

カラオケ、DVD鑑賞、ボウリング、スポーツフェスタへの参加、忘年会、観劇など利用者の意向を聞きながら個別支援計画に則り取り組む。

(6) 本人活動(ひまわり会)

利用者がそれぞれの方法でそれぞれに合った本人活動のあり方を工夫する。支援者は情報の提供を心がける。大阪大会本人大会への参加を推進する。

(7) 健康管理

毎朝、体温の測定、体重の定期的測定を行い体調の異変を把握する。また、看護師による朝の健康チェック、附属診療所での受診および投薬治療を適宜行う。

嘱託医との緊密な連携を図り、疾病の早期発見と治療に努める。

年に2回の定期健康診断、全利用者及び全職員に原則として新型インフルエンザと季節性インフルエンザの予防接種等を行う。また、短期入所事業利用者へは利用前にインフルエンザ予防接種を受けるよう呼びかける。

新型インフルエンザ等に利用者がり患することを防止するため、基本的な感染防止の手立てを確実に講じる。

糖尿病、高血圧、高脂血症、肥満など管理栄養士との連携により栄養面からも配慮する。

支援センターい～な全体の利用者の健康の維持と管理、受診等の支援を重点的に行う。医療が必要となった利用者については、家族等、生活支援員及び世話人と連携し検査受診治療支援を勧め、また、介護に関する行政機関、支援センターなどと連携し適切な介護保険サービスを確保しつつ、知的障害支援サービス制度も併用しながら、要医療利用者が可能な限りホーム等で安心して生活が維持できるよう支援を行う。

(8) 栄養管理

施設内において365日提供される食事について、利用者の嗜好調査のもとバラエティに富んだ食事を提供するとともに、利用者一人一人に合った食事形態(刻み食・糖尿病食・低カロリー食等)を考慮する。

調理に関しては2ヶ月に1回給食会議を持ち、できるだけ利用者の声をメニューに反映するよう努める。

支援センターい～なの利用者に応じた食生活に対する支援・栄養や献立に関する情報提供や世話人の調理スキルの向上を計画的に支援する。本部が設置するホーム支援のためのチーム「アテンダントチーム」の活動に協力する。

(9) 新事業体系への円滑な移行

平成23年4月をめどに、箕面育成園を知的障害者更生施設から施設入所支援事業と生活介護事業に転換させる。また、箕面育成園内に新たな生活介護事業所を開設し、箕面育成園の生活との自然な連続性を確保しながら高齢の利用者に応じた多様な生きがい活動を創設実施するとともに、昼夜のメリハリのある生活リズムの維持と健康の増進に努める。生活介護の活動に円滑に移行するため、日々の日中活動は平成22年度中から実施する。

平成23年度当初に就労支援関連事業を開設する。平成22年度は当初からその準備広報募集等の期間とする。支援センターい～な諸施設の清掃・メイ

メンテナンス業務・農業へのトライアル・環境保護への協力・リサイクル等、物品消耗品の管理供給・支援員補助業務等及び外部からの委託事業を受注遂行することを通して知的障害者の直接雇用、就労支援・訓練事業への発展的拡大事業化をめざす。

利用者の円滑な地域生活を支援するため、平成22年度中をめどに、訪問介護事業所を開設する。

- (10) 平成20年11月に起こした死亡事故を二度と起こさないために引き続き園内研修を実施するとともに外部の研修にも積極的に参加し、支援の質及び安全意識の向上に努める。

(表2) 箕面育成園における一日の日課

午	前	午	後
7:00~ 8:00	起床・身支度	13:30~15:00	午後の活動
8:00~ 9:00	朝食	15:00~16:00	余暇等
9:00~10:00	朝の連絡	14:30~18:00	余暇(入浴)
10:00~12:15	午前の活動	18:00~19:00	夕食
12:15~13:30	昼食	19:00~21:00	余暇・就寝準備
		21:00~22:00	就寝・消灯

(表3) 箕面育成園における主な年間の行事

季 節	行 事
春	共に生きるコンサート、日帰り旅行(家族会)
夏	夏祭り
秋	保育園との交流会及び芋掘り、あいあいプラザ祭
冬	忘年会など
1年を通して	グループ旅行・グループ外出

- (1) 利用者負担・・・障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、表4・表5のとおり利用者の負担とする。

(表4) 箕面育成園に係る利用者から受領する額(光熱水費等)

項 目	日 額	標準月額
食事(基本的な朝・昼・晩の食事)	1,555 円	47,272 円
光熱水費	352 円	10,701 円
日常生活品の購入(下着等の被服費及び歯ブラシ等の日用品費)	実 費	

(表5) 箕面育成園に係る利用者から受領する額(その他の費用)

項 目	徴 収 額
おやつ（個人的な嗜好によるもの）	実 費
金銭管理サービス	月 1,000 円
在園証明書発行手数料	1 通 200 円
教養娯楽費（付き添いを希望する場合は、その付き添い者にかかる実費を含む）	実 費
理容・美容等	実 費
その他日常生活上必要となる生活費	実 費

短期入所事業(日中一時支援事業を含む)

< 事業の目的 >

指定短期入所の適正な運営を確保し、事業の円滑な運営を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の家族（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービス提供を目的とする。

< 運営の方針 >

- (1) 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 利用者等が必要とする時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努める。また、その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

< 施設の所在地 >

所在地 大阪府箕面市稲 6 丁目 15 番 26 号

電話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

< 職員数 >

知的障害者入所更生施設箕面育成園の職員配置と同じ

< 定員及び対象者 >

短期入所定員 5 名

対象者 知的障害児・者 身体障害児・者 精神障害児・者

< 営業日等 >

営業日 年中無休

サービス提供日 年中無休

< 短期入所のサービス内容 >

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練

(5) 生活相談

(6) 健康管理

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

< 活動の内容及び日課及び行事等 >

知的障害者入所更生施設箕面育成園が実施しているものと基本的に同じ

< 利用者負担 >

障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とする。

食事の提供に係る費用	朝食	1食につき	326円
	昼食	1食につき	651円
	夕食	1食につき	578円

居宅に係る光熱水費 1日につき 352円

日用品費の実費

その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

支援センターい～な(相談支援)

< 事業目的 >

大阪府指定の相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

< 運営の方針 >

- (1) 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

< 事業所の所在地 >

大阪府箕面市稲6丁目15番26号

電話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

< 職員配置 >

管理者 1名 相談支援専門員 1名

< 営業日等 >

営業日 年中無休 午前9時から午後5時45分まで

サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。

< サービス対象者 >

大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害児・者

< サービスの提供方法及び内容 >

- (1) 利用者等からの日常生活全般に関する相談を実施する。
- (2) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。
- (3) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供する。
- (4) 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施する。
- (5) サービス利用計画を作成する。
- (6) サービス利用計画の原案を作成するモニタリング(サービス利用計画の実施状況の把握)等を実施する。
- (7) サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取する。
- (8) サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得る。
- (9) 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う。
- (10) 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行なう

ホームズ・い~な(共同生活介護・共同生活援助)

< はじめに >

共同生活介護・共同生活援助事業「ホームズ・い~な」を箕面市、豊中市で継続して実施するとともに定員に余裕のあるホームについては、新規利用者の利用を促進する。

< 事業目的 >

大阪府指定の共同生活介護及び共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障がい福祉サービスを提供する。

< 運営方針 >

- (1) 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。
- (2) 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サ

ービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (3) 地域との調整を図りつつ新たなホームを設置し箕面育成園利用者の地域移行を推進支援する。また、利用者のホームでの日々の生活を豊かでくつろげ、また、利用者の主体的な生き方に資するため多様な側面からのアシスト体制を整え、ホームの世話人と生活支援員との密接な連携協力を築きながら必要な様々な地域生活支援業務を行う。特に栄養管理の確立、金銭管理システムの確立と透明化及び世話人の資質向上を図る。

<所在地>

名称	所在地	入所定員
新設(予定)	(現在のゲーテンの建物を改修し活用予定)	5名
ホームズ・い〜な	箕面市稲	5名
もみじ	箕面市桜	4名
さくら	豊中市新千里北町	4名
ひなげし	豊中市上新田	4名
ゆたか	豊中市島江町	5名
ウイング	豊中市宮山町	4名
第2ウイング	豊中市本町	4名
上野東ホーム	豊中市長興寺南2	4名
暖	豊中市曽根南町	5名
えらく「はなみずき」	豊中市新千里北町	5名
えらく「やまぼうし」	豊中市宮山町	5名
えらく「こぶし」	豊中市宮山町	5名

<職員配置>

管理者 1 名 サービス管理責任者 2 名 世話人 2 2 名 生活支援員 2 5 名

<対象者>

知的障害者、精神障害者

<サービスの提供方法及び内容>

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

<利用者から受領する費用の額等>

障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とする。 (月額)

新 設	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	未 定
ホームズ・い~な	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	26,800円 15,000円 9,000円 1,000円
もみじ	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	15,375円 20,000円 8,635円 1,000円
さくら	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	11,700円 20,000円 7,900円 1,000円
ひなげし	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	17,935円 20,000円 6,500円 1,000円

ゆたか	(1) 家賃 (2) 食材料費 (朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	11,604円 20,000円 10,000円 1,000円
ウイング	(1) 家賃 (2) 食材料費 (朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	30,000円 12,000円 5,000円 1,000円
第2ウイング	(1) 家賃 (2) 食材料費 (朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	30,000円 12,000円 7,000円 1,000円
上野東サンホーム	(1) 家賃 (2) 食材料費 (朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	37,500円 15,000円 6,500円 1,000円
暖	(1) 家賃 (2) 食材料費 (朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	16,000円 13,000円 7,000円 1,000円
えらく 「はなみずき」	(1) 家賃 (2) 食材料費 (朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	8,100円 20,000円 9,000円 1,000円
えらく 「やまぼうし」	(1) 家賃 (2) 食材料費 (朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	26,000円 20,000円 9,000円 1,000円
えらく 「こぶし」	(1) 家賃 (2) 食材料費 (朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	26,000円 20,000円 9,000円 1,000円

< 入居に当たっての留意事項 >

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努

めること。

- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

支援センターい～な・グーテン（生活介護）

< 事業目的 >

大阪府指定の生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な生活介護サービスを提供する。

< 運営方針 >

- (1) 利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、排せつ、及び食事の介護、創作活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
- (2) 地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の福祉サービス事業者、指定相談事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健サービスを提供するものと密接な連携に努める。
- (3) 現在のグーテンの移転・拡充を行い箕面育成園利用者及び若年の利用者等の受入れを行い日中活動を展開する。高齢利用者に対しては、これまでのノウハウを活用しながら、さらに社会や地域人々とのつながりを確保し、そのニーズに応じた多様な生きがい活動を創設実施する。また、比較的年齢の若い利用者のニーズにも応じられるよう、継続的・活動的・生産的作業種目を開拓実施し、さらに、新たに設置する就労推進チームと連携した業務を共同で行うことを通して労働への理解と意欲を醸成する。

< 支援の方針 >

個別支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、食事の提供、創作活動、軽作業及び余暇活動の機会を提供する。

- (1) 利用者が毎日元気に、意欲的に自立した生活ができるように支援を行う。
- (2) 利用者・家族が望む生活ができるよう個別支援計画を立て、その計画に基づいたきめ細かな支援の実施に努める。
- (3) 利用者が創作活動・軽作業等において自己選択、自己決定ができるよう、可能な限り様々な活動の提供に努める。

< 所在地 >

大阪府箕面市稲6丁目14番15号

電話 072-726-1141 ファクス 072-726-1142

< 職員配置 >

管理者 1名 サービス管理責任者 1名 医師 1名 看護師 1名
生活支援員 5名

< 営業時間 >

- (1) 事業所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分までただし、国民の祝日および12月29日から1月3日を除く。
- (2) 利用者の休日の支援に資するため、上記に加え毎月2回程度、土曜日（若しくは日曜日）に営業する。
- (3) サービス提供日・時間 月曜日から金曜日の午前9時30分から午後4時まで。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

< 対象者 >

池田市、箕面市、豊中市及び吹田市在住の知的障害者（18歳未満の者を除く）

< サービスの提供内容 >

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 清拭
- (4) 身体等の介護
- (5) 創作的活動（さをり織り、刺子、編み物、絵画制作、貼り絵、農作業、陶芸、音楽活動等）
- (6) 環境保護活動（箕面育成園、ホームから出される生ごみのリサイクル）
- (7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (8) 生活相談
- (9) 健康管理
- (10) 訪問支援
 - (1 1) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) から(9) に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言

< 利用者負担 >

障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とする。

(表5) 指定生活介護に係る利用者から受領する額

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	食事代	350 円
創作的活動等	創作的活動等を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用	実 費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関する費用 日用品費 保健衛生費 教養娯楽費	実 費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行した場合	1 回 500 円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書諸書類の発行代 ・ 事業の実施地域（箕面市、豊中市、池田市及び吹田市）以外の地域に訪問支援をした場合 ・ 駐車料金 	200 円 500 円 実 費

<日課及び行事等> … (表6)・(表7)のとおり

(表6) ゲーテンにおける日課

9:30	通所、朝礼（検温、血圧測定など健康チェック）
10:30	日中活動（個々に好きな活動を選択）
12:00	昼食
13:00	日中活動（自治会活動：火、他は選択）
15:00	おやつ
15:30	終礼
16:00	退所

(表7) ゲーテンにおける主な年間行事

春	共に生きるコンサート・日帰り旅行（家族会）
夏	夏祭り
秋	芋掘り、あいあいプラザ祭
冬	忘年会、新年会

随時グループ外出を企画。また、利用者の要望などを考慮して行事を実施する。

<現在のゲーテンの建物の補修と改修>

ゲーテンの移転後ケアホーム仕様に改修する。また、建物は昭和 53 年に建築され、築 30 年経過しており、屋根の補修・外壁塗装等を実施する必要がある。

支援センターい～な全体に係わるその他の活動

ボランティア

利用者のニーズに応えられるようボランティアの発掘に努める。

地域との交流

地域に根ざし、開かれた施設となるため近隣の学校、福祉施設、障害者団体、近隣の店等との交流を図る。

家族会活動

家族会の役員会を定期的を開催する。家族会の総会は 5 月に開催し、事業報告・事業計画・決算・予算等を審議し、決定する。なお、必要に応じて臨時役員会及び臨時総会を開催する。

また、育成会支部代表者会議、施設部会、育成会諸行事、懇親会への参加および家族役員会・旅行・育成園の行事に参加することで親睦を深める。

啓発活動

機関紙「ささゆり」を年 3 回発行し、関係諸機関へ配布する。また、福祉を学んでいる学生やヘルパーに現場実習の機会を提供し、福祉の向上のために広く貢献する。

箕面育成園付属診療所

< 運営方針 >

平成 7 年 1 1 月に開設された当診療所は、知的障害者のためにとボランティアで診療して下さる医師の方々のご尽力により 15 年間様々な厳しい状況を乗り越えてきた。診療報酬の減少傾向、箕面育成園利用者の高齢化による新たなる医療体制への取り組みなど、運営に当たってはこれから更に難しい問題が山積してくるであろう。

22 年度も 19 名の先生方のご協力を得て、初心を忘れず、箕面育成園や地域の作業所などの利用者が安心して暮らすための健康診断、健康管理、水準の高い治療を提供していきたい。

< 所在地等 >

所在地 大阪府箕面市稲 6 丁目 1 5 番 2 6 号

電話 0 7 2 - 7 2 8 - 1 0 1 2

< 診療科目 >

内科、整形外科、皮膚科、放射線科、精神科等

支援センターさくら

支援センターさくら事業概要

支援センターさくらは、事業の目的をより明確に示したプログラムに基づき、就労から職場定着を目指す「就労移行支援事業」、就労継続支援A型事業に移行した当事者雇用とリアルな就業体験の場である「スワンカフェ&ベーカリー大東店」、障害種別を問わず就業と生活を一体的に支援する「北河内東障害者就業・生活支援センター」、14カ所のグループホームの入居者の豊かな生活の実現に向け支援する「ホームズさくら」、自立訓練事業（宿泊型）へ移行準備にある「大東通勤寮」等、障害のある人の生活や暮らし、就労を支援する様々な事業を展開している。今年度も支援センターさくらの持つ資源の有機能化を図り、地域関係機関とのネットワークを一層推し進め、利用者ニーズ、地域ニーズに応え、障害のある人の尊厳を保持、推進することを基盤にした質の高いサービスの提供に努める。

支援センターさくら 事業一覧

生活支援部門

- 1 大東通勤寮
- 2 ホームズさくら（共同生活介護・共同生活援助事業）
- 3 短期入所・日中一時支援事業

相談支援部門

- 1 さくら相談支援事業
- 2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業
- 3 大東市地域就労支援事業
- 4 障がい児等療育支援事業

就労支援部門

- 1 就労移行支援事業
- 2 就労継続支援A型事業（スワンカフェ&ベーカリー大東店）
- 3 障害者委託訓練事業

生活支援部門

1 大東通勤寮

知的障害者福祉法第21条の8に基づき、既に就労（福祉的就労を含む）しているか就労することが確実な方に2年の有期限で日常生活と継続就労を支援する。

職場に通勤しながら地域で自立した生活を目指す知的障害のある人に対して、快適な個室と住環境を整え、独立自活に必要な助言及び支援を行う。とりわけ安定した就労や日常生活が営めるよう、利用者個々に合った自分らしい豊かな生活を目指し支援を行い社会参加の促進を図る。なお、消防法の改正施行により必要となった消防設備（スプリンクラー）の設置を行う。

また、22年度内には新法への移行を実施し、宿泊型生活訓練事業所として適切な利用者支援の提供を行う。そのために利用者が洗面、整容等がよりスムーズに行えるよう洗面所に給湯設備を整えるとともに、現在の娯楽スペースを利用者の勉強会等に使う多目的室として環境整備を行う。

2 ホームズさくら（共同生活介護・共同生活援助事業）

現在ある14ヶ所のグループホームの入居者に対して、主体的で豊かな生活が実現できるよう個別支援計画に基づいた支援内容の充実を図るとともに、世話人、生活支援員を含めた定例ミーティングを実施し連携強化に努める

また、各グループホーム単位で、利用者の家族、世話人と支援員とでミーティングを実施し、日常生活の中で利用者のニーズの適切な把握を行い、可能な限り実現できるよう支援体制の確立を行い、支援の充実に努める。

3 短期入所・日中一時支援事業

知的障害児者の緊急一時利用及び、将来の自立生活をイメージした生活能力訓練等を行う。また、地域生活支援事業（日中一時支援）の実施による日中活動の提供など、より幅広いサービスの提供により、利用者ニーズに応えていく。

取り分け、利用者の受け入れにあたってはケアマネジメントの手法を活用し、当該利用者のニーズに合わせて関係機関等との十分な連携を図るなど、見通しのあるサービス提供に努める。

相談支援部門

1 さくら相談支援事業

地域の知的障害のある人やその家族等を対象とした相談支援事業を実施。ケアマネジメントの手法を取り入れ、利用者のニーズを実現できるよう地域の社会資源を活用しながらサービス利用等にかかるコーディネートを行う。また、相談体制の平準化を

目的として、相談支援従事者間の情報交換を促進し連携強化を図るとともに、相談対応にかかる技術向上のための取り組みの充実を目指す。

2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業

就業と生活を一体的に支援する本事業は、本年度においても地域における就業支援のネットワークを活用しながら、就業・生活相談の取り組みと、障害者雇用啓発という両面からその活動を以下のように行う。

- 知的障害者ジョブガイダンスの実施
- 精神障害者ジョブガイダンスへの参画
- 市庁舎内における実習の実施
- さらなる企業実習の場の拡大
- 精神障害者、発達障害者の就業支援ノウハウの蓄積
- 生活支援の充実
- 自立支援協議会の参加協力

3 大東市地域就労支援事業

大東市役所内に職員を派遣し、就労支援コーディネーターとして、障害者だけでなく母子家庭や高齢者など就職困難者の相談を受ける。

4 障がい児等療育支援事業

主に地域からのニーズについて、ケアマネジメント手法を取り入れながら、相談を受け付ける。また、必要に応じて訪問による継続相談の実施や、余暇活動支援、他の資源へ繋ぐコーディネート等を行う。

就労支援部門

1 就労移行支援事業

障害者自立支援法等の法令を遵守し、社会福祉法人育成会の役割や目的にのっとり、利用する障害者等に対して、利用者を主体とする自活に必要な就労支援・社会生活支援サービスを提供する。そして、個々の可能性を引き出し、独立かつ自立性のある社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

就労移行支援事業への移行から初めて2年が経過。目標としていた就職者数に届かなかったことや年限退所という形で他の社会資源等へ多くの利用者を送り出したことを踏まえ、より質の高い就労移行支援プログラムの実現を目指して、リアルな社会生活体験を見込める作業の選定やエンパワメントプログラムの具体的実施を進める。

とりわけ、サービス提供終了後の利用者への職場定着支援及び他の社会資源利用に

あたっては、地域関係機関（福祉事務所、就業・生活支援センター、相談支援事業所等）との連携をさらに進め、本人を中心に家族、地域とともに就労を通してより良い自立と社会参加を実現できるよう、繋がった、わかりやすい支援の実現を目指す。

日課	9:00	登園 朝礼
	9:15	作業開始
	12:00	昼食
	13:00	作業開始
	14:15	休憩
	14:30	作業開始
	15:45	作業終了 清掃 終礼
	16:30	降園

年間行事予定	4月	保護者会総会
	5・11月	支援学校等進路懇談会
	7月	利用者健康診断
	8月	夏季休業
	11月	さくらフェスタ
	12月～1月	年末年始休業
	毎月	サロン リスクマネジメント委員会 給食委員会 保護者連絡会 職員会議・援助会議 スワンの日 工賃支給 歓送会・慰労会

2 就労継続支援A型事業（スワンカフェ&ベーカリー大東店）

就労移行支援事業の一環として実施してきた4年の実績を踏まえ、安定した事業経営と当事者雇用の継続を図るため、平成21年10月に就労継続支援A型事業として大阪府からの指定を受けた。法人内における社会事業としての役割を踏まえ、福祉と経営の両立を目指すモデルとなりえるよう、引き続き経営改善に取り組む。

3 障害者委託訓練事業

障害のある人たちの就労促進を図ることを目的とした短期職業訓練を実施する。ハローワークを窓口として受講者の申し込みを受け付け、2ヶ月の訓練期間を通じて作業場面等を提供し、社会生活及び基本的労働習慣の習得に関する訓練を行う。

支援センターさくら（相談支援）

【事業目的】

大阪府指定の相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

【運営方針】

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号
電話 072 - 871 - 0030 FAX072 - 889 - 2365

【職員配置】 管理者 1 名 相談支援専門員 2 名

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで
但し、国民の祝日及び 12 月 29 日～ 1 月 4 日を除く。
サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- （ 1 ）地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談
- （ 2 ）アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
- （ 3 ）サービス利用計画の原案の作成
- （ 4 ）サービス担当者会議の開催
- （ 5 ）サービス利用計画の作成
- （ 6 ）モニタリング（サービス利用計画の実施状況の把握）の実施 等

ホームズさくら（共同生活援助・共同生活介護）

【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助及び共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】

名称	所在地	入居定員
あかねホーム	東大阪市加納	4名
アンサンモニー	大東市末広町	6名
シンフォニー	寝屋川市松屋町	4名
ベレール	大東市北新町	6名
クレール	大東市寺川	5名
フーガ	大東市朋来	5名
氷野ホーム	大東市氷野	4名
OKホーム	四條畷市中野新町	4名
きたしんまちホーム	大東市北新町	6名
新きたしんまちホーム	大東市北新町	5名
ほうらいホーム	大東市朋来	6名
すえひろホーム	大東市末広町	6名
はいづかホーム	大東市灰塚	5名
第2すえひろホーム	大東市末広町	5名

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 3 名
世話人 45 名 生活支援員 4 名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

あかねホーム	(1) 家賃	月額 (6 畳) 9,895 円 (4 . 5 畳) 7,895 円
	(2) 光熱水費、日用品費	月額 10,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 2,105 円
アンサンモニター 1	(1) 家賃	月額 10,580 円
	(2) 光熱水費	月額 9,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 300 円・夕 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 400 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 1,420 円
アンサンモニター 2	(1) 家賃	月額 16,320 円
	(2) 光熱水費	月額 8,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 680 円
シンフォニー	(1) 家賃	月額 18,000 円
	(2) 光熱水費	月額 9,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円

	(6) 日用品費	月額 680 円
ベレール	(1) 家賃	月額 11,160 円
	(2) 光熱水費、日用品費	月額 10,290 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
クレール	(1) 家賃	月額 (6 畳) 8,672 円 (4、5 畳) 5,872 円
	(2) 光熱水費	月額 10,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 1,328 円
フーガ	(1) 家賃	月額 10,760 円
	(2) 光熱水費、日用品費	月額 10,290 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 1,188 円
氷野ホーム	(1) 家賃	月額 (ベランダ有) 25,250 円 月額 (ベランダ無) 24,250 円
	(2) 光熱水費	月額 10,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 2,000 円
OKホーム1	(1) 家賃	月額 28,500 円
	(2) 光熱水費、日用品費	月額 11,000 円
	(3) 食材料費	月額 20,000 円
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
OKホーム2	(1) 家賃	月額 43,000 円
	(2) 光熱水費、日用品費	月額 11,000 円
	(3) 食材料費	月額 20,000 円
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
きたしんまちホーム	(1) 家賃	6 畳 月額 10,000 円 4 . 5 畳 月額 7,800 円
	(2) 光熱水費、	月額 10,000 円

1	(3) 食材料費 (4) 日用品費 (5) お弁当(昼食)食材料費	月額 20,000 円 月額 1,000 円 1食 300 円
新きたしんまちホーム	(1) 家賃 6 畳 4.5 畳 (2) 光熱水費、 (3) 食材料費 (4) 日用品費 (5) お弁当(昼食)食材料費	月額 9,450 円 月額 7,800 円 月額 10,000 円 月額 20,000 円 月額 1,000 円 1食 300 円
ほうらいホーム	(1) 家賃 6 畳 4.5 畳 (2) 共益費 (3) 光熱水費、 (4) 食材料費 (5) 日用品費・管理費 (6) お弁当(昼食)食材料費	月額 8,400 円 月額 6,300 円 月額 330 円 月額 10,000 円 月額 20,000 円 月額 3,070 円 1食 300 円
すえひろホーム	(1) 家賃 6 畳 4.5 畳 (2) 共益費 (3) 光熱水費、 (4) 食材料費 (5) 日用品費・管理費 (6) お弁当(昼食)食材料費	月額 12,800 円 月額 9,800 円 月額 260 円 月額 10,000 円 朝食 200 円・夕食 600 円 月額 1,100 円 1食 300 円
はいづかホーム	(1) 家賃(共用室分) 個室 301 号 個室その他 (2) 共益費 (3) 光熱水費(共用室分) 個室分は各自直接支払い (4) 食材料費 (5) 日用品費 (6) お弁当(昼食)食材料費	月額 8,600 円 月額 50,000 円 月額 40,000 円 月額 3,000 円 月額 4,000 円 朝食 200 円・夕食 600 円 月額 1,000 円 1食 300 円
第2すえひろホーム	(1) 家賃 6 畳 4.5 畳 (2) 共益費 (3) 光熱水費	月額 14,337 円 月額 11,948 円 月額 260 円 月額 8,000 円

(4) 食材料費	朝食 200 円・夕食 600 円
お弁当(昼食)食材料費	1食 300 円
(5) 日用品費	月額 1,100 円
(6) 管理費	月額 2,000 円

【入居に当たっての留意事項】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

支援センターさくら（就労移行支援）

【事業目的】

指定就労移行支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労移行支援の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072 - 871 - 0030 FAX 072 - 889 - 2365

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名

生活支援員 10 名 就労支援員 4 名

調理員 業務委託 事務員 2 名 医師（非常勤嘱託）1 名

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで。但し、夏期

休暇期間（8月13日～15日）及び国民の祝日、12月29日～1月4日を除く。

サービス提供時間 午前9時から午後4時30分

【利用定員】 50名

【対象者】 知的障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 就労移行支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (4) 身体等の介護
- (5) 生産活動(ミシン、軽作業、ふすま等の張替え、洗車、製パン・喫茶等)
- (6) 実習先企業等の紹介
- (7) 求職活動支援
- (8) 職場定着支援
- (9) 生活相談
- (10) 健康管理
- (11) 訪問支援
- (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) から (11) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

昼食 1食につき450円(うち食材料費290円)

日用品費の実費

支援センターさくら(短期入所・日中一時支援)

【事業目的】

指定障害福祉サービスの短期入所(以下「指定短期入所」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072 - 871 - 0030 FAX072 - 889 - 2365

【職員配置】 管理者 1 名 生活支援員 10 名
調理員 2 名

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで。但し、夏期休暇期間（8 月 13 日～15 日）及び国民の祝日、12 月 29 日～1 月 4 日を除く。

サービス提供時間 午後 4 時 30 分から翌朝の午前 9 時 30 分
前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

【利用定員】 6 名

【対象者】 知的障害児・者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 生活訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

- ・朝食 1 食につき 300 円（うち食材料費 200 円）
- ・昼食 1 食につき 472 円（うち食材料費 290 円）
- ・夕食 1 食につき 700 円（うち食材料費 450 円）
- ・居宅に係る光熱水費 1 日につき 180 円
- ・日用品費 50 円
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

支援センターさくら 大東通勤寮

【事業の目的】

指定知的障害者通勤寮事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定知的障害者通勤寮の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定施設支援の提供を確保することを目的とする。

【運営の方針】

労働と生活の結びつきをより強く認識できるような取り組みを行い、地域社会の中で自分らしい豊かな生活が営めるよう、自立に向けた援助を行い、社会参加の促進を図る。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072 - 869 - 3322 FAX072 - 869 - 3323

【職員配置】 管理者 1名 生活支援員 9名 調理員 業務委託
医師（非常勤嘱託）1名

【営業日及び時間等】 年中無休

【利用定員】 20名

【対象者】 知的障害者・児

【サービスの提供方法及び内容】

- （1）生活支援
- （2）就労支援
- （3）食事の提供
- （4）健康管理・金銭管理の援助
- （5）余暇活動の支援

【利用者から受領する費用の額等】

- ・食事費 朝262円（人件費等経費62円 食材費200円）
夕577円（人件費等経費197円 食材費380円）
- ・光熱水費 340円/日

- ・シーツ-スズ 45円/日
- ・日用品費 50円/日
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

支援センターさくら 大東通勤寮（短期入所）

【事業目的】

指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を適切に効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号 大東通勤寮内

電話 072 - 869 - 3322 FAX072 - 869 - 3323

【職員配置】 管理者 1名 生活支援員 9名

調理員 業務委託 医師（非常勤嘱託）1名

【営業日及び時間等】 年中無休

【利用定員】 2名

【対象者】 知的障害児・者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 生活相談
- (2) 食事の提供
- (3) 金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 身体等の介護
- (6) 健康管理の援助
- (7) 入浴、洗濯などの身辺援助

【利用者から受領する費用の額等】

- ・食事費 朝262円（人件費等経費62円 食材費200円）

夕 577円 (人件費等経費 197円 食材費 380円)

- ・光熱水費 340円/日
- ・日用品費 50円/日
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

支援センターさくら・スワンカフェ&ベーカリー (就労継続支援A型)

【事業目的】

指定障害福祉サービス事業の就労継続支援A型(以下「指定就労継続支援A型」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援A型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援A型の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 一般就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約による就労が可能と見込まれる者に、雇用契約に基づく就労機会を提供する。
- 2 利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、又は保健医療サービスを提供する者との連携を図り、利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて、企業における作業や実習、適性に合った職場探し等の就労支援、また、就労後の職場定着のための支援を行う。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号
電話 072 - 871 - 1120 FAX 072 - 871 - 1120

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名
生活支援員 1 名 職業指導員 3 名 (うち 1 名非常勤)

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで。但し、夏期休暇期間(8 月 13 日～15 日)及び国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。

サービス提供日・時間 水曜日、夏期休暇期間(8 月 13 日～15 日)及び国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く午前 6 時から午後 8 時 30 分(但し、土曜日、

日曜日、祝日は午前7時から午後6時)

【利用定員】 10名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 就労継続支援A型計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (4) 身体等の介助
- (5) 雇用契約の締結による就労機会の提供及び生産活動(パン製造販売・喫茶サービス等)
- (6) 実習先企業等の紹介
- (7) 求職活動支援
- (8) 職場定着支援
- (9) 生活相談
- (10) 健康管理
- (11) 訪問支援
- (12) 施設外支援
- (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) から (12) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

昼食 1食につき450円(うち食材料費290円)

日用品費の実費

しらさぎ

支援センターしらさぎ

支援センターしらさぎは、利用者一人ひとりが地域で安心して自立した生活ができるよう、提供するサービスごとに、さまざまな関係機関と連携をとりながら、その人が望むその人らしい豊かな生活の実現を目指して必要な支援を行う。

平成22年度は、サービスの質の向上を目指し、現行の支援内容や支援方法の見直しを行う。また、事業運営における課題を明確にするために第三者評価を受審する。堺市委託の相談事業(堺市障害者(児)生活支援事業)については、プロポーザルによる審査の結果、引き続き2年間の事業委託が決定となった。地域との結びつきを重視し、よりいっそう相談支援の窓口としての役割を果たしていくよう努める。

建物の整備については、今年度中に、敷地内に新たに相談室及び洗車の待合室を設置する。

事業一覧

就労支援の部

- ・ 就労移行支援事業
 職場適応援助者による支援事業(ジョブコーチ)
 障害者委託訓練事業
- ・ 自立訓練事業

生活支援の部

- ・ 共同生活援助事業(グループホーム)
- ・ 共同生活介護事業(ケアホーム)
- ・ 居宅介護事業
- ・ 重度訪問介護事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 堺市自立生活訓練事業

相談支援の部

- ・ 堺市障害者(児)生活支援事業
- ・ 障がい児等療育支援事業

1 就労支援の部

支援センターしらさぎ(就労移行支援事業 自立訓練事業)

「就労移行支援事業」と「自立訓練事業」の日中活動については、新事業体系での支援内容、方法、就労実績等の検証を行うとともに、作業支援のあり方を見直し、日常的に社会生活力が高められるよう、エンパワメントプログラム(水曜プログラム・S S T・休日活動など)を実施する。

個別支援計画については現状にとらわれず新たな目線で、利用者個人個人に焦点をあてた再アセスメントを行い、就労に向けて最善の力を注いでいく。

【事業目的】

自立訓練(生活訓練)及び就労移行支援の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定自立訓練及び就労移行支援等の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

1. 自立訓練(生活訓練)の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 就労移行支援の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
3. 指定自立訓練(生活訓練)及び指定就労移行支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町2-9-32

【職員配置】 管理者 1名 サービス管理責任者 2名

(1) 自立訓練(生活訓練)

生活支援員 6名 生活支援員(訪問担当) 2名 栄養士 1名 事務職員 1名

(2) 就労移行支援

職業指導員 1名 生活支援員 8名 就労支援員 3名 栄養士 1名

事務職員 1名

【営業日及び時間等】

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時45分までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする(土曜日については第1・第3の月2回とする)。午前9時から午後4時30分までとする。ただし、土曜日については午前9時から午後1時までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日までを除く。

【利用定員】

自立訓練(生活訓練)	24名
就労移行支援	36名

【主たる対象者】

知的障害者(18歳未満の者を除く)

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 指定自立訓練(生活訓練)
- 自立訓練(生活訓練)計画の作成
 - 食事の提供
 - 身体等の介助
 - 家事等日常生活能力を向上させるために必要な訓練
 - 就労移行支援事業所との連携による作業、就労支援
 - 健康管理
 - 訪問による生活訓練
 - 生活相談
 - 地域生活への移行のための支援
 - 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
から に附帯するその他必要な介助、訓練、支援、相談、助言
- (2) 指定就労移行支援
- 就労移行支援計画の作成
 - 食事の提供
 - 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
 - 生活の幅を広げる(社会人としての力をつける)ために必要な訓練
 - 身体等の介助
 - 生産活動(軽作業、ふすま、洗車、縫製)

施設外支援
 実習先企業等の紹介
 求職活動支援
 職場定着支援
 生活相談
 健康管理

前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

から に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【日課】 月～金曜日（但し、水曜日は16：00終了）

時間	日課	備考
8：45	通所	通所後、作業服に着替え準備
9：00	全体朝礼 ラジオ体操 白鷺公園ランニング	
9：20	作業科朝礼	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>【水曜日の場合】</p> <p>14:00～15:30 水曜プログラム</p> <p>15:30 清掃・更衣・終礼</p> <p>16:00 終了 帰宅</p> </div>
9：30	作業開始	
12：00	昼食・休憩	
13：00	作業開始 (休憩 15分)	
16：00	作業終了	
	清掃(全員) 更衣 作業科終礼	15:00～15:30 廊下、更衣室、トイレの清掃
16：30	終了 帰宅	各作業室、フロア等の清掃

【年間行事予定】

4月	保護者会総会	
5月	白鷺校区運動会	
9月	利用者一泊旅行	育成会大阪大会
10月	第30回 しらさぎまつり	スポーツフェスタ大阪
12月	利用者忘年会	
* 毎月1～2回	休日プログラム	
* 毎月1回	就職者の会	
* 毎月第3金曜日	就職者サロン	

2 生活支援の部

ホームズしらさぎ

共同生活援助・共同生活介護「ホームズしらさぎ」については、「おおみのホーム」を に分け、それぞれ4名のホームとし継続して実施する。

ホームでの生活の質を高めるために、常に利用者個々の生活ニーズを把握し、社会資源を活用した個別支援計画を作成し実施できるようバックアップ体制を整える。また、単身生活への移行も視野に入れ、相談支援事業所と連携を取りながら利用者への支援の更なる向上を目指す。

【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助及び共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】

名 称	所在地	居定員
しらさぎホーム	大阪府堺市野尻町	4名
おおみのホーム	大阪府堺市東区大美野	8名
せんぼくホーム	大阪府堺市南区原山台	4名
しんかなホーム	大阪府堺市北区新金岡町	4名
ひまわり	大阪府堺市南区庭代台	4名
たかいしホーム	大阪府高石市加茂	4名

さやまホーム	大阪府大阪狭山市西山台	4名
くすのき B&G	大阪府泉大津市要池住宅	4名

【職員配置】

管理者 1名 サービス管理責任者 2名 世話人 18名 生活支援員 15名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- 利用者に対する相談
- 食事の提供
- 健康管理・金銭管理の援助
- 余暇活動の支援
- 緊急時の対応
- 職場等との連絡・調整
- 財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とする。

しらすぎホーム	(1) 家賃	月額	40,000円
	(2) 光熱水費	月額	7,000円
	(3) 食材料費(朝食・夕食)	月額	10,000円
	(4) 日用品費	月額	1,500円
	(5) 電話代	月額	1,400円
	(6) 自治会費	月額	100円
	(7) その他 お弁当(昼食)食材料費	1食	300円
おおみのホーム	(1) 家賃	月額	13,065円
	(2) 光熱水費	月額	9,000円
	(3) 食材料費(朝食・昼食・夕食)	月額	15,000円
	(4) 日用品費	月額	3,195円
	(5) 電話代	月額	1,500円
	(6) 自治会費	月額	500円
	(7) 備品修繕費	月額	2,740円

おおみのホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・昼食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)その他 ホーム管理費	月額 月額 月額 月額 月額 月額 月額	16,015円 9,000円 13,000円 2,165円 1,500円 500円 2,820円
せんぼくホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)その他 お弁当(昼食)食材料費	月額 月額 月額 月額 月額 月額 1食	14,800円 13,000円 14,000円 1,200円 1,500円 500円 300円
しんかなホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・昼食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費	月額 月額 月額 月額 月額 月額	14,625円 8,000円 17,500円 3,075円 2,000円 300円
ひまわり	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)その他 ホーム管理費 お弁当(昼食)食材料費	月額 月額 月額 月額 月額 月額 月額 1食	15,850円 8,500円 17,000円 4,230円 1,650円 500円 2,270円 300円
たかいしホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)その他 お弁当(昼食)食材料費	月額 月額 月額 月額 月額 月額 1食	10,310円 8,000円 15,000円 3,790円 2,000円 900円 300円
さやまホーム	(1)家賃	月額	10,955円

	(2) 光熱水費	月額	10,000円
	(3) 食材料費(朝食・夕食)	月額	13,000円
	(4) 日用品費	月額	3,495円
	(5) 電話代	月額	2,300円
	(6) 自治会費	月額	250円
	(7) その他 お弁当(昼食)食材料費	1食	300円
くすのき B&G	(1) 家賃	月額	9,910円
	(2) 光熱水費	月額	7,500円
	(3) 食材料費(朝食・夕食)	月額	15,000円
	(4) 日用品費	月額	3,840円
	(5) 電話代	月額	2,500円
	(6) 自治会費	月額	250円

【入居に当たっての留意事項】

1. 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
2. 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
3. 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

居宅介護・重度訪問介護・移動支援事業

移動支援事業においては、移動支援従業者養成研修を定期的を実施することで、登録ヘルパーの増員を図り、利用者ニーズに応えられるサービス提供を行う。また、現行のヘルパー研修を定例化するとともに、他事業所との情報交換を積極的に行い協力関係を構築する。

今年度は、特にグループ支援を軌道に乗せ、より多くの人に気軽に外出の楽しさを実感できる機会を提供できるようすすめていく。

【事業目的】

大阪府指定の居宅介護・重度訪問介護事業および堺市指定の移動支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

【運営方針】

1. 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 居宅介護・重度訪問介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護・重度訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町2丁9番32号

【職員配置】 管理者 1名 サービス提供責任者 ホームヘルパー1級 1名

【対象者】 知的障害者児

【サービスの提供方法及び内容】

(1) 居宅介護・重度訪問介護計画の作成

(2) 移動支援計画の作成

(3) 身体介護に関する内容

食事の介護

排せつの介護

衣類着脱の介護

入浴の介護

身体の清拭、洗髪

通院等の介助

(事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。)

その他必要な身体の介護

(4) 家事援助に関する内容

調理

衣類の洗濯、補修

住居等の掃除、整理整頓

生活必需品の買い物

関係機関との連絡

その他必要な家事

堺市自立生活訓練事業

自立生活訓練事業の利用者の更なるステップアップを考えるために、目的別のプログラムの再編を行う。引き続き、就労支援の部での自立訓練(生活訓練)事業のプログラムの中に本事業を組み込み、利用者の自立に向けての意識を高めていく。

【事業目的】

地域で自立生活を望む知的障害者児に対し、集団生活に関する指導を行うことや適切な日常生活訓練の機会を提供することにより、自活に必要な力と自立意欲を高め地域での自立生活を促進する。

【職員配置】 支援員 1名 コーディネーター 1名

【対象者】 堺市内に居住する知的障害者児(15歳以上60歳以下)

【サービスの提供方法及び内容】

堺市から自活訓練事業の決定がされた知的障害者児に対し、利用者に適した自立に向けての個人訓練プログラムを作成する。そのプログラムに基づき日常生活訓練を行う。

相談支援事業

障害者が地域で安心して自立した生活ができるために、相談支援事業の役割は年々大きくなっている。「あたりまえの生活」には、既存のサービスだけでは不十分な場合が多いため、自立支援協議会を活用し、その中で、利用者のニーズに最大限応えられるよう関係機関と連携しながらインフォーマルなサービスも社会資源として利用できるよう開拓していく。

【事業目的】

大阪府指定の相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

2年間の委託事業である堺市障害者児生活支援事業は、堺市内に居住する障害者児に対し自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、必要な情報提供や各種機関の紹介、福祉サービスの利用援助、地域移行支援、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング等を総合的に行うことより、障害

者児やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者児の自立と社会参加の促進を図る。

【運営方針】

1. 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
2. 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町 2 - 9 - 3 2

電話 0 7 2 - 2 8 5 - 5 5 2 1 FAX 0 7 2 - 2 8 8 - 2 0 2 6

【職員配置】 管理者 1 名 相談支援専門員 2 名 事務職員 1 名

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 4 5 分まで
ただし、国民の祝日および 1 2 月 2 7 日～ 1 月 4 日を除く。
サービス提供・時間 利用者等の必要に応じて緊急時には電話等により連絡が可能な体制をとるものとする。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること
利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施すること
地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供すること
利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること
サービス利用計画の原案を作成すること
サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取すること
サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ること

サービス利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、大阪府ないし市町村へ写しを提出すること
月1回以上、利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）をおこなうこと。